



Title	モンゴルにおける税制度とGDP計算方法
Author(s)	吉野, 悦雄; ジャミヤン, ガンバト
Citation	経済學研究, 55(4), 31-41
Issue Date	2006-03-09
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/5832">http://hdl.handle.net/2115/5832</a>
Type	bulletin (article)
File Information	ES_v55(4)_31.pdf



[Instructions for use](#)

# モンゴルにおける税制度と GDP 計算方法

吉野悦雄・ジャミヤン ガンバト

## はじめに

モンゴルは、先進諸国及び国際機関からの援助によって国民経済の成長と安定化を維持している<sup>1)</sup>。それゆえ、外国援助の政府歳入に対する比率は1999年に80.9%にも達した。反面、社会・経済の側面では地域格差の拡大や貧困の拡大が深刻な問題となっている<sup>2)</sup>。例えば、1998年末時点では貧困水準以下の家庭が占める割合は全国レベルで35.6%に達している。しかも都市部地域の貧困水準は農村部地域のそれを上回っている。

本稿では、モンゴルにおける国内総生産（以下「GDP」と略称する）の計算方法の実態を、農村部地域に居住している遊牧民及び都市部地域に集中している零細中小企業や個人営業などの所得計算を事例としながら明らかにする<sup>3)</sup>。本稿で用いる分析手法は、モンゴルの税制度に

関する一次資料としての各種税法<sup>4)</sup>の条文規定の分析である。なぜならば、こうした法的規定の導入はモンゴルの社会・経済の現状を市場経済体制に適合させるために行われ、移行期経済の複雑な実態をより明確に反映しているからである。なお、モンゴルの社会経済が深刻な問題に直面している中で、GDPの計算方法についての先行研究の成果はまだ見当たらない<sup>5)</sup>。また、本稿の具体例は、すべて筆者による現地調査の結果である。

## 1. 国民所得の計算

モンゴルの政府歳入予算の構成比を見てみると、1990年では税収入は87.6%を占めていたが、その後減少し2002年では75.3%を占めるようになった。税収入のうち法人税の割合は、1990年に43.9%であったが、2002年にはわずか13%となった。同時期の個人所得税の割合はそれぞれ1.0%と7.3%である（表1を参照）。

- 1) モンゴルにおける外国援助、とりわけ日本のODAの役割とその社会経済効果についてはガンバト・吉野 [2005] を参照。
- 2) モンゴルにおける地域格差及び農村部地域の労働生産性の実態についてはガンバト [2004] を参照。
- 3) モンゴルにおけるGDP計算の正確性と重要性については、次のことが言える。一つは、GDP計算に住民の所得が正確に反映されていないのではないかという疑問である。例えば、遊牧民の所得がGDP統計に正確に計算されていないということが挙げられる。あるいは、首都ウランバートル市に集中している零細中小企業の事業活動の活性化による所得の上昇がGDP統計に正確に反映されていないのではないかということもある。

- 4) モンゴルの市場経済体制に対応した税制度の基本となる「租税基本法」は1992年11月に制定され、その後たびたび改訂され現在に至っている。「租税基本法」の制定によって各種税法の根本的な改革が実施された。なお、「租税基本法」の制定背景には国際通貨基金による税改革の提言があった。
- 5) モンゴルにおけるSNA導入に関する文献はほとんどない。唯一の文献はБатмөнх [1995] であるが、この文献はSNA概念の入門書として書かれたものであるに過ぎない。

表 1 歳入予算の構成比 (%)

	1990	1994	1998	2002
歳入予算総額	100.0	100.0	100.0	100.0
うち：税収入	87.6	78.9	68.3	75.3
うち：所得税	(1.0)	(3.2)	(6.6)	(7.3)
法人税	(43.9)	(44.3)	(20.3)	(12.9)
付加価値税	(41.3)	(16.8)	(29.9)	(33.0)
関税	(0.0)	(11.2)	(1.0)	(6.8)
社会保険料	4.6	7.3	11.6	11.4
税外収入	12.4	17.2	27.9	23.2
資本収入	-	0.8	0.1	0.1

(注) 税外収入とは政府が保有する国家出資企業からの配当金及び国家資産の売却による収入である。

(出所) YCF [2004], p.120 より算出。

### 1.1 遊牧民の所得計算

市場経済に対応した所得税法は1992年12月に制定され、その後たびたび改訂された。現行の所得税法は給与所得、個人の商品及び原料の調達・売却による所得などの課税所得の定義とその課税率及び家畜保有住民（以下「遊牧民」と略称する）に対する課税対象家畜頭数の算定とその課税方式を定めている（表2を参照）。所得税法の特徴は、全ての納税者に対して課税所得の確定申告課税制度を導入したことである（第3条）。また、所得税法には確定申告課税制度と同時に推計課税制度（第5条）の規定も定められている。以下では、これらの課税所得のうち遊牧民に対する課税方法を概観し、具体例を見てみよう。

農牧畜業は、モンゴルの最重要産業であり、2002年末時点ではGDPの20.7%を占めている。しかも、農牧畜業の中で牧畜業は約80%を占めている。市場経済に移行してから牧畜業のシェアは拡大した。2003年末時点では家畜（馬、牛、ラクダ、山羊、羊の5種類）の総頭数が2,542万頭となっている。また、2003年末時点では17万にのぼる遊牧民世帯（全国世帯数は58万世帯である）が家畜の飼育に従事している。こうした遊牧民世帯の所得はどのように計算されているか、またそれがどのようにGDPに反映されているかを以下で見てみよう。

所得税法は、遊牧民の所得額を直接算定せず

に、単に遊牧民の保有する家畜頭数に対して課税の方法を定めている。しかも、課税方法は遊牧民の付加価値生産の主要部分である新たに生まれた子家畜を対象とするのではなく、保有家畜全頭数に対して課税方法を定めている。具体例で説明しよう。

例えば、モンゴルのウブスハンガイ県のハルホリン村に本籍を持つA氏は、2003年末時点での全国家畜センサス（毎年12月7日から17日までの間に実施される。）によると50頭の馬、60頭の牛、10頭のラクダ、250頭の羊、50頭の山羊を持っていた。この時のA氏の保有家畜頭数は羊換算単位（所得税法は家畜を羊単位に換算することを定め、その換算係数を大型家畜の馬及び牛、並びにラクダ1頭はそれぞれ羊5頭分、山羊は羊1.5頭分に相当するように規定している<sup>6)</sup>。）では、 $(50+60+10) \times 5 + 250 + (50 \times 1.5) = 925$ 頭となる。また、所得税法は世帯構成員1人当たりに対して20頭羊換算の課税控除を規定している。従って、世帯構成員が10人からなるA氏の課税から控除される家畜頭数は $(10 \times 20) = 200$ 頭となる。よって、A氏の2004年度に課税される羊換算家畜頭数は $925 - 200 = 725$ 頭となり、A氏が居住する地域の課税額は羊1頭当たり75トグリク（2003年末時点では1アメリカ・ドルは1,100トグリクである。）であるから納税額は $(725 \times 75) = 5万4,375$ トグリク（約50アメリカ・ドル）となる。このように、A氏は2003年度において自家消費した家畜頭数や販売した家畜頭数などと無関係に、全国家畜センサスの時点で

6) 2000年11月の所得税法改正以前は、課税対象の家畜頭数の換算単位は大型家畜であった。大型家畜とは牛、馬、ラクダであり、羊7頭と山羊9頭が大型家畜1頭と換算されていた。課税計算の際に家畜頭数の換算単位を羊換算単位に変えた理由は、1) 遊牧民の納税額の計算を分かりやすくすることと、2) 遊牧民の羊毛やカシミヤなどの畜産物から得る収入がより直接に関連するためである（YTEF [2002] p.134）。

表2 課税所得の定義と課税率（一部抜粋）

課税所得の種類	課税所得の定義と課税率
給与所得	<p>（主たる就業先）課税所得 = 給与収入 - 社会保険料。</p> <p>課税率：年間課税所得の範囲が0～240万トグリク以下の人は10%，240万トグリク超～480万トグリクまでの人は240万トグリクを超えた部分の20% プラス24万トグリク，480万トグリクを超える人は480万トグリクを超えた部分の40% プラス72万トグリクでそれぞれ課税される。</p> <p>また、課税所得から年間4万8,000トグリクが基礎控除として課税から免除される。副業他社から受け取る給与所得に対してその所得に10%を課税する。</p>
遊牧民の保有家畜頭数に対する課税	<p>課税対象家畜頭数 = 保有家畜頭数 - 控除家畜頭数。</p> <p>課税方式は、羊に換算（1頭の馬、牛およびラクダは羊5頭分、山羊は羊1.5頭分）された家畜頭数に羊1頭当たりの課税額（地域によって50トグリクから100トグリクまで）を乗じて計算する。</p> <p>なお、控除家畜頭数は、遊牧民世帯の家族構成員1人当たりに対して羊換算で20頭である。</p>

（注）地域別の課税額は次のようになっている。すなわち、モンゴルの3大都市及びその周辺県の5つの地域では課税額は羊1頭換算で100トグリクであり、西部地域の5つの県では課税額は羊1頭換算で50トグリクであり、その他の地域の県では課税額は羊1頭換算で75トグリクである。

（出所）X3ДХЯ [2004], pp.265-295 より作成。

保有していた家畜頭数のみに対して税金を納入する。なお、2003年末時点では羊1頭の市場での売買価格は約3万トグリクであった。

遊牧民は、彼らにとっての付加価値生産である家畜頭数の増加（家畜出産）の他に既存家畜から得られる羊毛やカシミアなどの原料及び乳製品の販売、並びに家畜を屠殺し肉や毛皮を販売することによって付加価値を生産している。しかし、現時点では、家畜飼育に関する支出記録の記帳が実施されていないために遊牧民の所得は正確に把握されていない<sup>7)</sup>。

このように制度上、遊牧民は所得税法の規定によって保有家畜頭数のみに対して税金を納めているが、家畜から得るその他の所得に対して税金を一切払っていない。

7) 牧草地は、モンゴルの社会的・歴史的条件を反映して、依然として完全に国家所有であり、私有化対象土地から除外されている。それゆえ、遊牧民は牧草地の利用料を免除されている。なお、モンゴルの土地に関する法典は次の法律からなる。すなわち、1) 土地法（1994年11月制定、2002年6月改訂）、2) 土地利用料法（1997年4月制定、同年7月施行）、3) 土地私有化法（2002年6月制定、2003年5月施行）、4) 土地私有化法施行法（2002年6月制定）である。

## 1.2 不特定所得者の所得計算

次に、事業・サービス提供に従事している個人の所得計算の方法について見てみよう。2001年11月に改訂された国税の一種である「所得を特定できない事業・サービス提供に従事している住民の所得課税に関する法律」（以下「不特定所得課税法」と略称する）は、個人の所得を特定できない事業・サービス（以下「事業」と略称する）の種類一覧表及びその課税方法を規定している。不特定所得課税法は、個人が行うテレビ・ラジオ修理事業や陳列販売などの15種類の事業に対して定額課税を定めている（表3の1.を参照）。また、個人の課税所得がサンプル調査に基づいて類推される18の種類の事業の一覧表を定めている（表3の2.を参照）。以下では、不特定所得課税法が規定している課税所得の計算方法を次の四つの具体例で説明しよう。

### (1) 具体例：家庭用裁縫ミシン販売屋の所得計算

首都ウランバートル市内に居住するB氏は、約45日に1回程度、500アメリカ・ドルから700アメリカ・ドルに相当する現金を持ち、中国側の国境町へ鉄道で出国し、そこでの中国人商人から中国製の家庭用裁縫ミシン30台を購入している。B氏は、30台のミシンを

表3 不特定所得者が行う事業・サービスの種類と課税方法（金額はトグリク/月額）  
 （第1類では15業種のうち6業種のみ抜粋，第2類では18業種のうち6業種のみ抜粋）

事業・サービスの種類	課税方法			
	首都	他の都市	村役場所在地	その他の地域
1. 定額課税が課される業種				
陳列販売（陳列台の長さが2メートルまで）	6,000	4,000	2,000	1,000
洋服修理・染め	4,000	2,800	2,400	2,000
ゲーム場経営	12,000	9,000	4,500	3,000
ビデオテープの複写・販売	10,000	6,000	4,000	1,000
テレビ・ラジオ修理	6,000	4,000	2,000	1,000
外貨両替	25,000	15,000	10,000	5,000
2. 課税所得がサンプル調査に基づいて計算される業種	課税率は，給与所得の課税率と同様である。			
レストラン・食堂経営	レストラン経営の課税所得は，総売上額や生産コストなどが不特定のためにサンプル調査に基づいて計算される。すなわち，サンプル調査によって所得計算のための基本指標1単位当たりの売上額や経費が算定され，それを当該業者の基本指標の数値で乗じることにより当該業者の総売上額が計算される。そして当該業者の総売上額をサンプル調査によって算定された利潤率で乗じて課税所得が計算される。 なお，レストラン経営の売上額や生産コストを計算するための基本指標とは1) 従業員数，2) 席の数，3) 原材料仕入費，4) 電気・水道の使用量，である。			
ビリヤード経営	ビリヤード経営の課税所得は，不特定のためにサンプル調査に基づいて計算される。所得計算のための基本指標とは1) テーブル数，2) ゲームの数，3) 1時間の料金，である。			
自動車修理	自動車修理の売上額や生産コストを計算するための基本指標とは1) 修理された自動車の台数，2) サービスの料金，である。			
インターネット・サービス提供	インターネット・サービスの課税所得を計算するための基本指標とは，サービスごとによる収入額である。			
健康診察業務・薬の販売	健康診察業務・薬の販売の課税所得を計算するための基本指標とは1) サービスごと料金，2) 薬の販売による収入，である。			
床屋	床屋の課税所得を計算するための基本指標は未だに定められていない。			

（注）第1類で表3から省略された9業種とは，1) 土産用の絵や彫像などの作品とその販売，2) 金・銀作品の製造と販売，3) 塾教室サービス，4) ゲームサービスの運営，5) 自動車清掃，6) 荷卸し・積載運搬業務，7) 原料・品物の保管業務，8) キオスク販売業務，9) 馬乳酒・薪の路上販売，である。また，第2類で表3から省略された12業種とは，1) 建築作業や設計，2) コンテナによる販売，3) 食品の製造と販売，4) 市内での交通サービス提供，5) 都市間交通サービス提供，6) パーキングサービス，7) 家畜原料の収集と販売，8) 溶接業務，9) 鋸作業，10) 携帯電話の機種販売・サービス，11) 自動車部品の販売業務，12) メガネのサービス，である。

（出所）X3LXЯ [2004]，pp.313-337 より作成。

その町からモンゴル税関までトラックに積み、税関で関税を支払った後にミシンをウラーンバートル市行の列車に積んでウラーンバートル市内に入る。そしてミシンをウラーンバートル駅から家まで自家用の日本製バンで運び、自宅

敷地内にあるコンテナに保管している。B氏は，ミシンを購入する際に購入台数と金額が記載された形式的な書類を中国人商人に書いてもらう。B氏は，この書類に基づいてモンゴル税関で関税を納入している。税関で納入する金額

は、関税法によって定められた輸入関税価格決定に基づいて算定された金額の 5% 相当の輸入関税<sup>8)</sup>と付加価値税法<sup>9)</sup>の規定によって定められた 15% 相当の付加価値税であり、その税率は全ての種類の輸入品に対して同一である。B 氏は、家の近くにある市場で賃借している長さが 2 メートルの陳列台でミシンを販売する。1 台ミシンの販売価格は 2 万トグリクであるが、2 台ないし 3 台をまとめて販売する場合には 1 台ミシンの販売価格は 1 万 8,000 トグリクとなる。

表 3 の 1 に基づき B 氏は、市場で賃借陳列販売によって獲得する収入に対して売上金の規模と無関係に 1 カ月 6,000 トグリクを税金として納入すべきである。また、B 氏は市場の事務所に対して市場利用料を支払うべきである。しかし、B 氏は市場の事務所と陳列台の賃借に関して契約を結び、市場の事務所に納税手続を依頼している。それゆえ、市場の事務所は B 氏の代わりに所得税を含めた諸決算を代行している。そのため、B 氏は市場の事務所に対して不特定所得者の税金及び市場利用料として合計で 1 カ月に 2 万トグリクを支払っている。このことから分かるように、制度上、B 氏は不特定所

得者であるために所得の計算が不可能であり、収入額の規模と無関係に所得税として一定の金額しか納めていない。

## (2) 具体例：レストラン経営個人の所得計算

次に、表 3 の第 2 類に分類されている業種の課税所得の計算について見てみよう。この類の業種の課税所得は、形式的には、不特定所得課税法の規定によってサンプル調査に基づいて計算されるようになっている（同法第 5 条）。すなわち、課税所得は税務署が所得計算のために事前に同種の業務を営む者に対して行う調査（サンプル調査）によって算定された基本指標及びその 1 単位当たりの数値を用いて計算されるようになっている。例えば、レストラン経営の場合の課税所得を計算するための基本指標とは 1) 従業員数、2) 席の数、3) 原材料仕入費、4) 電気・水道の使用量の 4 項目である（表 3 の第 2 類を参照）。また、基本指標の 1 単位当たりの数値とは、1) 従業員 1 人当たりの売上額、2) 一席当たりの売上額、3) 原材料 1 万トグリクに対する売上額、4) 電気・水道の使用量 1 単位当たりに対する売上額、である。しかし、実際はこのようなサンプル調査（推計）の数値を用いてこれらの業種の課税所得が計算されるのではなく、より単純に売上額から必要経費を差し引いて計算されている（筆者の税務署顧問へのインタビューによる）。なお、表 3 の第 2 類に分類されている業種を営む者は税金の前払いとして毎月 1 万トグリク（首都ウランバートル市の場合）を事前に納入しなければならない、という条件が定められている（同法第 6 条）。個人経営のレストランの所得計算を具体例で見よう。レストランを営む D 氏の毎月の売上額は 180 万トグリクである。また、必要経費額は 161 万 700 トグリクである。従って、D 氏の課税所得は 18 万 9,300 トグリクであるために納税額は 1 万 8,930  $((1,800,000 - 1,610,700) \times 0.10)$  トグリクとなる（課税率は表 2 の給与所得の課税率と同様である）。しかし、税金の前払いの 1 万トグリクをこの納税

8) 国会は 1999 年 6 月第 27 号決議によって輸入品の新しい輸入関税率を承認した (TM,1999 年第 27 号)。これによると、輸入関税率は品目類ごとによって「輸入禁止」、「0%」、「5%」、「15%」となっている。

9) 1998 年 1 月に制定され、同年 7 月から導入された付加価値税法は国際通貨基金の指導と支援を受けて作成された。付加価値税法の対象になるのは 1) 国内で販売された商品及び成し遂げられたサービス、2) 輸出品、3) 輸入されたすべての種類の商品、である。付加価値税の税率は 15% であるが、輸出品の付加価値税は全額免除される。付加価値税法は次の免税項目を定めている。すなわち、1) 外貨の両替を含めた銀行業及び保険業、並びに有価証券と株式の発行などの金融サービス業、2) 教育及び健康、文化などの分野に関するサービス業、3) 売上額が年額 1,000 万トグリク以下の法人、4) 売却した金、以上である。

額から差し引くと実際に納税すべき税金は8,930 トグリクとなる。

従って、レストラン経営の場合の所得計算は、法律の規定どおりに計算されているとはいいがたく、個人が生み出している付加価値は正確にGDPに算入されていると言いがたい。

### (3) 具体例：床屋の所得計算

次に床屋の所得計算のケースを見てみよう。現在のモンゴルでは床屋の経営形態はほとんどが次のようになっている。すなわち、床屋の経営者である建物所有者は賃貸契約に基づいて個人の理髪師に対して一定の料金で各席を賃貸している。その際に、経営者は床屋の内装整備を行うが、各理髪師はそれぞれで必要なパーマ液やシャンプーなどを購入している。このことから分かるように、床屋は経営形態上は個人経営となり、経営者は所有物に対しての責任しか持たない。

では、このような経営形態上の床屋の所得計算を具体例で見てみよう。床屋の課税所得の計算は、不特定所得課税法の規定によってレストラン経営と同様にサンプル調査に基づいて計算されるようになっている。ただし、2005年8月時点では床屋に関するサンプル調査のための基本指標及びその1単位当たりの数値は規定されていない。それゆえ、床屋の課税所得の計算は不特定所得課税法が定めた計算方法では行われず、経営者の収入額となる各理髪師から徴収した賃貸料から光熱費などの必要経費を差し引く方法で行われている。例えば、E氏が営む床屋は、5個の席を持ち10人の理髪師が2交代制で勤務している。E氏は各理髪師と1日に5,000 トグリクの賃貸料の契約を結んでいる。つまり、E氏の月間収入額はこれらの理髪師らの出勤日数に関連する。こうして徴収される収入額から光熱費などの経費を差し引いた所得額に対して給与所得の最低課税率である10%が適用され所得税額が計算され、E氏の納税額となる。このように、E氏は自己申告に基づいてわずかな税金を納入しているが、注目すべき点

は理髪師の所得計算及び納税額である。すなわち、理髪師は売上額の多少と関係なく経営者に対して支払う1日当たりの5,000 トグリクの賃貸料の他に経営者に対しても、税務署に対しても一切の支払を行っていない。それゆえ、理髪師の売上額は全額彼らの所得となる一方、他方で理髪師は所得税を納入していない。従って、床屋の理髪師の所得はGDPに算入されていない。

### (4) 具体例：タクシー屋の所得計算

不特定所得課税法は個人が提供するタクシー業務を認めて、その課税所得の計算方式を定めている。個人が正規にタクシー業務を行う際に、その課税所得の計算は表3の第2類に分類されていて、上述のレストラン経営と床屋の課税所得の計算方式と同様にサンプル調査に基づいて計算されるようになっている。タクシー屋の課税所得の計算の基本指標とは、1) 営業地域、2) 営業総距離、3) 営業時間、4) 乗客数、5) 市場価格で評価された燃料とその他の経費である。しかし、事実上はこのようなサンプル調査（推計）の数値を用いてタクシー屋の課税所得は計算されずに、より単純な自己申告の売上額から自己申告の必要経費を差し引いて計算されている。

現在モンゴルでは、韓国のヒュンダイ社の中古車（カローラと同じ大きさで年式がやや新しい車）は2,000 アメリカ・ドルで売れている。このような韓国製の中古車は、モンゴルの環境状況に適応し、しかも修理し易いために一般市民の乗用車となっており、個人が時間が余ったときに闇タクシーとしてもよく使用されている。ただ、個人が闇タクシーとしてサービスを提供する場合、モンゴルの現在の行政・経済状況の中では個人はタクシー収入と課税所得を隠べいし、一切申告していない。それゆえ、この種の闇タクシーのケースを本節の分析対象から外し、個人がタクシー会社から自動車を賃借した場合の課税所得の計算を検討してみよう。

タクシー会社は自動車を輸入し、個人に対し

て担保額 500 アメリカ・ドルと賃貸契約に基づいてそれを賃貸する。個人は最初に納めた担保額 500 アメリカ・ドルの他に毎日納めるべき 1 万トグリク (約 8 アメリカ・ドル) から 1 万 8,000 トグリクの賃借料を納入すれば、およそ半年後に車を自分の物とすることができる。タクシー会社は、賃貸料からなる収入額から経費額を差し引いた所得に対して給与所得の課税率の 10% を税金として納入している。一方、自動車を賃借している登録個人タクシーは、タクシー会社に納めている上述の金額の他に税務署に対して一切の金額を納めていない。すなわち、個人は税務署に対して所得も申告していないし、納税もしていない。従って、個人タクシー屋の所得計算は不可能であり、獲得している所得に対して一切の所得税を納めていない。それゆえ、個人タクシー屋の所得は GDP に算入されていない。

### 1.3 法人企業の所得計算

以下では、モンゴルにおける法人企業の所得計算方法について法人税法の規定に従って検討しよう。法人税法は 1992 年 12 月に制定され、制定後にたびたび改訂されて 2004 年 4 月現在に至っている。

法人税法は、法人の課税所得として 16 種類の所得の定義とその課税率を規定している。法人税法は、法人の生産活動による売上額から生産活動に必要な経費としての労賃費、原材料費、減価償却引当、社会保険料、利子支払、土地利用料などを差し引くと課税所得が得られると規定している。法人の課税所得に対する課税率は、課税所得額が年額 1 億トグリクまでの場合の 15% と課税所得額が 1 億トグリク以上の場合の 30% との 2 段階である。以下、法人企業の所得計算を具体例で説明しよう。

#### 具体例：法人企業の所得計算

紡績・織物を製造している M 企業を見てみよう。M 企業の収支報告書によれば、2003 年

の総売上額は 8 億 4,379 万トグリクであり、生産コスト及びその他の経費は 8 億 3,586 万トグリクである。この場合に M 企業の課税所得 (純利潤) は 793 万トグリクとなり、納入額は 118 ( $(84,379 - 83,586) \times 0.15$ ) 万トグリクである。なお、計算を簡素化するために土地利用料などの計算を省略した。

### 1.4 問題点

以上で見たように、モンゴルでは市場経済に適應した税制度が整備されつつあり、各種経済主体の所得を把握できるようになった。しかし、所得の計算が行われていないケースはまだ存在している。例えば、遊牧民の所得計算の方法はモンゴルの社会的・経済的特徴を反映して未だに定められていない。また、個人が事業を行う場合も同様である。従って、モンゴル経済における各種経済主体の所得が適正に計算されているとは言いがたい。

税制度における問題点としては、第 1 に所得税及び法人税の課税率の適正さである。例えば、法人税の場合には課税所得額が 1 億トグリクを越えると課税額は激増する。また、所得税の課税率における最大で 40% という高水準は多くの納税者を脱税に誘導していると言っても過言ではない。第 2 に、遊牧民の保有家畜頭数に対する課税である。モンゴルの市場経済移行後、遊牧民が保有する家畜に対する税政策は紆余曲折があり、未だに決着がつかない。例えば、この種類の課税は 1997 年から 2000 年まで停止されていた。また、政府は遊牧民に対するこの種の課税をさらに軽減する方針である。しかし、上述の具体例から分かるように、C 氏が保有する家畜頭数は時価価格では 2,900 万トグリクであり、課税額は課税家畜頭数価値額の 0.2% にしか達していない。第 3 に、税徴収率の低さである。モンゴル税務庁によると、現時点では課税徴収率は 60% という水準である<sup>10)</sup>。

10) YTEГ [2002]p. 485.



このように、税制度の法的規定はGDP計算の基礎を正確に把握しているとはいえない。次節では、各種経済主体の所得がどのようにGDPに反映されているかを検討してみよう。

## 2. モンゴルにおけるGDPの計算方法

周知のように、市場経済移行諸国は国民経済統計をSNA体系に切り替えている。モンゴルも例外ではない。社会主義時代のモンゴルにおいては、国民経済における中心的な経済指標は農牧畜業、鉱工業、建設業などの物的生産分野の活動しか反映しない物的生産体系いわゆるMPSの国民所得であった。しかし、市場経済への移行に伴ってモンゴルの経済指標をMPS体系からSNA体系に適合しなければならなくなった。本節では、モンゴルのSNA体系の導入過程を検討した後に、モンゴルにおけるGDPの計算方法について分析を展開する<sup>11)</sup>。

### 2.1 SNA統計への切り替え

モンゴル政府の国民経済統計をSNA統計へ切り替える最初の規定は、1991年3月であるが、具体的なプログラムが承認されたのは1994年5月である。SNA統計への切り替え政策は、統計データの整備問題を抱えている。それゆえ、2004年末に至るまで、モンゴル統計局はSNA基準に正確に基づいたSNA統計を一度も公表していない<sup>12)</sup>。ただし、モンゴル統計局の内部資料として「国民経済勘定の作成に

関する勧告」(以下「SNA勧告」と略称する)が2001年3月に作成された。「SNA勧告」に伴って作成された国民所得勘定に掲載されているのは次の6つの勘定と国際取引勘定及び国内総支出表である。すなわち、6つの勘定とは1)生産勘定、2)所得発生勘定、3)第一次所得配分勘定、4)所得再分配勘定、5)可処分所得使途勘定、6)資本取引勘定である。モンゴル統計局は、「SNA勧告」に従って2001年から2003年までの3年間のSNAを作成した。これらの勘定の中で所得発生勘定を見てみると、給与所得項目である雇用者報酬の割合は2001年から2003年までの間に若干増加し全体の28.3%を占めている(表4を参照)。他方では、所得発生勘定項目の中で生産税(付加価値税に相当する)・輸入関税の割合は若干減少している。しかし、総利潤の割合は多少増加し2003年末時点では全体の34.4%を占めている(表4を参照)。注目すべき点は、所得発生項目のうち「総混合所得」の割合である<sup>13)</sup>。すなわち、

11) モンゴルの市場経済体制に適應した最初の統計法は1994年3月に制定された。その後、1997年6月に統計法は改訂された。統計法が定めている規定の中で注意すべき点は、モンゴル統計局の法的位置についての条文規定である。すなわち、統計法の規定によると、統計局長官は6年間の任期で国会から任命され、国会に対してその任務に関して報告を行う。このことから、統計局長官の任命権限は国会の管轄下であり、統計局は形式上行政から独立した機関であることが分かる。

12) 市場経済を進展しているロシアは早い時期にSNA体系を導入し、その統計データを公表している。例えば、1994年に発行されたロシア統計年鑑(Госкомстат России [1994], *Российский Статистический Ежегодник*, Москва)においては国民経済勘定に関する統計データが遡って公開されている。すなわち、このことは本文で述べているように、モンゴル統計局の法的位置付けが定められているにもかかわらず、統計局の意識改革は相当遅れていることを示唆している。

13) 総混合所得の定義についてBatmonh氏は次のように述べている。すなわち、「個人企業などの法人格を持たない小規模の企業家に関しては、雇用者である家族員に対する報酬が払われないことと雇用主の所得と利益が区分できないために「総混合所得」と呼ばれている」としている(Batmonh [1995], p.102)。この定義が、作間氏が論じている「自営業者の報酬で営業余剰と雇用者報酬が判然としない所得を混合所得と定義する(作間 [2003], p.192)」という説明と一致することからは、モンゴルにおいて「総混合所得」という概念は国連SNA基準に準拠していると考えられる。

表 4 所得発生勘定 (単位: 10 億トグリク)

	2001 年		2002 年		2003 年	
受取:						
GDP (基本価格)	1115.6	(100.0)	1240.8	(100.0)	1461.2	(100.0)
合計	1115.6	(100.0)	1240.8	(100.0)	1461.2	(100.0)
支払:						
雇用人報酬	289.3	(26.0)	345.2	(27.8)	413.5	(28.3)
生産税・輸入関税	184.5	(16.5)	194.6	(15.7)	213.1	(14.6)
生産・輸入補助金 (控除)	5.9	(0.5)	8.5	(0.7)	8.5	(0.5)
総利潤	349.6	(31.3)	430.4	(34.7)	502.9	(34.4)
総混合所得	298.1	(26.7)	279.1	(22.5)	340.2	(23.2)
合計	1115.6	(100.0)	1240.8	(100.0)	1461.2	(100.0)

(出所) モンゴル統計局内部資料より作成。

「総混合所得」の割合は所得発生項目のうち約 25% 前後を占めている。後に述べるように、これは「総混合所得」を形成している家計及び零細中小企業が国民経済で果たす役割を意味している。このような実態からは次の特徴が見出される。すなわち、所得発生項目全体の中で給与所得の比重が増加傾向にあるものの、未だに小さいことである。これは、典型的な発展途上国であるモンゴルが社会・経済の面で様々な問題を抱えつつ、GDP 計算の方法にも問題があることを示唆している。

## 2.2 GDP の計算方法

モンゴル統計局が作成した「GDP 計算に関する基準」(以下「GDP 基準」と略称する)は、GDP の計算方法を大まかに概説している。この「GDP 基準」によれば、牧畜業の付加価値の計算は全国家畜センサスのデータ及び家計支出に関するデータを利用して牧畜業の総生産から中間消費を差し引いて計算される。すなわち、以下のように計算される。

牧畜業の総生産は、家畜頭数の変化及び畜産物の生産とからなる。まず前年度 12 月の家畜センサス時点での家畜頭数を確認し、その数から当該年 12 月での家畜頭数 (この 1 年間に生まれた子羊・子馬・子山羊・子牛を含まない) を差し引く。この家畜頭数の減少分が、遊牧民が自家消費した家畜頭数と市場で販売された家

畜頭数の合計と推定される (病死家畜については申告に基づき減額する)。この家畜の頭数を、食肉の市場価格と、皮革の市場価格で計算して、遊牧民の所得が推定される。さらに、この 1 年間に生まれた子羊・子馬・子山羊・子牛の頭数を測定し、それが子羊などであるとはみなさず、すでに屠殺可能な成羊であるとの前提の下に、成羊の市場価格を乗じて、遊牧民の在庫価値の増加とみなして GDP に算入する。さらに、羊と山羊については、年間平均羊毛生産量基準に基づき、年初時点での羊・山羊の頭数にそれを乗じて、さらに市場価格を乗じることにより、遊牧民の所得が推定される。2001 年 6 月に生まれた子羊・子山羊は、2002 年には毛を刈り取られ、同年に屠殺されるかもしれないし、屠殺されないかもしれない。そこで家畜センサスでは、各年の年初の家畜頭数と年末の家畜頭数 (子羊・子馬・子山羊・子牛を含む) を比較し、もし 3 頭減少していたとすると、3 頭分の在庫価値の減少があったとして、成羊の市場価格で評価して GDP から差し引く。

このように、遊牧民の所得が GDP に計算されている。また、畜産物であるミルク、主に馬乳の GDP 計算であるが、家畜頭数はほぼ 100% 私有化されたためにその付加価値の把握は非常に困難である。例えば、ミルク生産のために必要経費として出産直後の子馬に与えられた肥料などの諸経費が記帳されていない。それゆ

え、ミルクの付加価値はGDPに計算されていない。羊毛生産の付加価値はGDPに計算されている。「GDP基準」に従えば遊牧民の所得はGDPの中の「雇用者報酬」に計算されていることになっているが、後述するように、これは誤りである。

法人企業のGDP計算はほぼ国連SNA基準に基づいて行われていると考えられる。

問題は、個人経営の商店や小規模レストランの付加価値の把握であり、「総混合所得」の計算方法である。元統計局長官のБатмөнх氏によれば「総混合所得には家計及び零細中小企業の所得が含まれる」となっている(Батмөнх[1995], p.102)<sup>14)</sup>。さらに同氏は続けて「中小企業の所得は把握が不可能のため総混合所得に算入する」と述べている。しかるにモンゴル統計局の内部資料によると、「総混合所得」は2003年ではGDPの23%に相当する3,402億トグリクが計上されている。この数値がどのような根拠で計算されているかについては一切公表されていない。2001年のGDPの25.9%は「雇用者報酬」であった。一方、同年のGDPのうち農業分野の貢献は24.9%であった。「GDP基準」が述べるように、遊牧民の所得が「雇用者報酬」に含まれているとすると、工場労働者や公務員の所得はほとんどゼロということになる。遊牧民も家計であるから、Батмөнх氏の述べるように、遊牧民の所得は「総混合所得」に分類されていると考えるべきであろう。そして、2001年の「総混合所得」がGDPの26.7%であったことを考慮すると、その大半が遊牧民の所得であって、零細中小企業やレストラン・タクシー・小商店の付加価値は、それが測定できないがゆえに、モンゴルのGDP計算に

は算入されていないと筆者は結論する。筆者の前稿において、農村部の1人当たりGDPの伸び率の方が、都市部の1人当たりGDPの伸び率より高いと述べているが、本稿でのGDP計算方法の検討の結果、前稿の結論の一部を再検討する必要性を痛感している。しかし、モンゴルの当面の経済発展のかぎを握るセクターは、農村部の遊牧民と、都市部でGDP計算の対象外の事業を行っている個人営業であることは間違いないであろう。

#### おわりに

本稿では、モンゴルにおけるGDP計算方法について現行の税制度の条文分析を通じて検討した。本稿での検討からモンゴルにおけるGDP計算にはいくつかの重要な問題点が存在していることが明らかになった。一つは、GDP計算の不備である。これは遊牧民が生産している付加価値の幾分及び個人営業などの付加価値がGDPに算入されていないことを意味する。もう一つは、GDP統計の未整備である。これはSNAに関する統計データが未だに公開されていないことを意味する。このようにモンゴルのGDP計算方法は未完成であり、国民所得は統計データに十分に反映されているとは言いがたい。ガンバト[2004]において筆者は、農村部地域における労働生産性の上昇率が都市部地域のそれを上回っていると強調してきたが、本稿の分析対象となる都市部地域に集中している個人営業などの所得計算状況を考慮すると、都市部地域の労働生産性の上昇率が多少高いことが推計される。いずれにしても、GDP計算方法の改善政策はモンゴル政府の重要な課題となっている。

14) モンゴルのSNA統計への切り替えには問題がまだ存在している。例えば、「GDP基準」を見ても、その中でモンゴルの社会・経済の特徴である牧畜業に関する取り扱いが明確に示されていないことが挙げられる。

\*) 本稿は、2005年6月4日に桜美林大学に於いて開催された比較経済体制学会第45回全国大会での報告を加筆修正したものである。学会での報告の際に討論者及び出席者から有益なコメントをい

ただいた。記して感謝の意を表したい。なお、本稿は平成 15-16 年度 (2003-2004 年) 文部科学省研究費補助金 (特別研究員奨励費) 「モンゴルにおける日本の政府開発援助 (ODA) の社会経済効果に関する研究」 (研究代表者は吉野悦雄)

を受けた。また、本稿の作成及び資料収集、並びに現地調査にあたっては、日本及びモンゴル両国で関係者の方々からご協力を得た。改めて謝意の意を表したい。

### 参考文献

経済企画庁経済研究所国民所得部編 [1978] 『新国民経済計算の見方・使い方』。

経済企画庁国民所得部編 [1979] 『新 SNA 入門——経済を測る新しい物さし——』東洋経済新報社。

ジャミヤン・ガンバト [2004] 「モンゴルにおける地域格差に関する一考察」『比較経済体制学会年報』第 41 巻第 2 号, pp. 72-84。

ジャミヤン・ガンバト・吉野悦雄 [2005] 「モンゴルにおける日本の ODA の現状と課題」『経済学研究』(北海道大学) 第 55 巻第 1 号, pp. 73-93。

作間逸雄 [2003] 『SNA がわかる経済統計学』有斐閣。

Б.Батмөнх・Б.Б.Машир [1995], *Үндэсний Тооцооны Систем*, Улаанбаатар. (バトムンフ・マシル共著 (1995) 『国民経済計算体系』ウラーンバートル市。)

ЗМ, Зууны Мэдээ. (『世紀ニュース』日刊紙。)

ӨС, Өдрийн Сонин. (『毎日新聞』日刊紙。)

ТМ, Төрийн Мэдээлэл. (『国家公報』官報。)

ҮСГ (Үндэсний Статистикийн Газар) [2004],

《*Монгол Улс Зах Зээлд*》*Статистикийн Эмхлэл 1989-2002*, Улаанбаатар. (モンゴル統計局 (2004) 『市場経済化におけるモンゴル：統計集 1989-2002』ウラーンバートル市。)

ҮТЕГ (Үндэсний Татварын Ерөнхий Газар) [2002], *Татварын тогтолоо*, дэд дэвтэр, Улаанбаатар. (モンゴル税務署 (2002) 『税制度 (下巻)』ウラーンバートル市。)

ХЗЯ (Хууль Зүйн Яам) [1998], *Монгол Улсын Хуулиуд 6*, Улаанбаатар. (モンゴル法務省 (1998) 『法律集 6』ウラーンバートル市。)

ХЗДХЯ (Хууль Зүй Дотоод Хэргийн яам) [2004], *Татвар Эрх Зүйн Баримт Бичгийн Эмхтгэл*, Улаанбаатар. (モンゴル法内務省 (2004) 『課税に関する法令集』ウラーンバートル市。)

モンゴル統計局のウェブ・サイト：[http:// www. nso. mn / methodology. php](http://www.nso.mn/methodology.php)